

山口労発基 0410 第 4 号
令和 6 年 4 月 10 日

一般社団法人山口県労働基準協会長 殿

山口労働局長

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有機溶剤中毒防止予防規則等の一部を改正する省令及び個人ばく露測定講習規程が令和 6 年 3 月 18 日に公布され、令和 8 年 10 月 1 日から施行（一部については、令和 6 年 7 月 1 日から施行）するとされたところです。

主な改正内容等については、下記のとおりですので、内容等を御理解の上、傘下会員事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正省令の概要（詳細は別添本省通達のとおり。）

(1) 有機溶剤中毒予防規則（以下、「有機則」とする。）等の一部改正

事業者は、個人サンプリング測定等又は溶接ヒューム測定を行う際には、デザイン及びサンプリング、サンプリング、分析の区分に応じ、作業環境測定士、デザイン等資格者、サンプリング資格者等一定の資格者に行わせなければならないこと。

(2) 登録省令等の一部改正

デザイン等資格者講習及びサンプリング資格者講習を行う、登録個人ばく露測定講習機関に関して、登録等に必要な規定の整備を行ったこと。

2 告示の概要（詳細は別添本省通達のとおり。）

1 (2) に関する講習の講習科目の範囲及び時間等について定めたこと。

